

耐震基準のはなし



2024年（令和6年）の元日、震度7を記録した「能登半島地震」が起こりました。

地震大国の日本において、2011年（平成23年）に起きた「東日本大震災」における甚大な被害は、日本中の人々の記憶に刻まれていることと思いますが、元日から能登半島で発生した地震では、連日テレビに映し出される被害の状況から、あらためて津波や火災の怖さを思い起された方も多かったのではないのでしょうか。

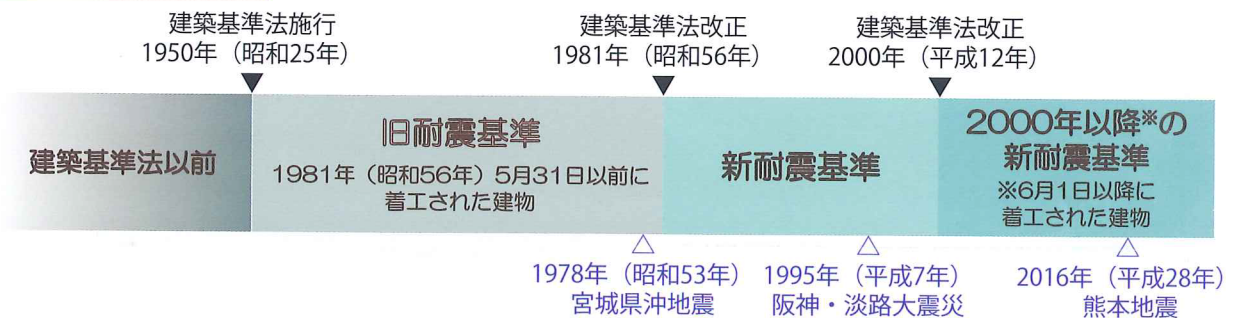
大地震では、インフラの被害とともに、建物の倒壊は人命にかかわる大きな被害です。これまでの地震で、その被害の多くは、旧耐震基準といわれる建物で、倒壊や崩壊の被害が起こっています。耐震基準には、旧耐震基準と新耐震基準があり、新耐震基準はさらに、2000年（平成12年）の建築基準法改正の前と後で分けて扱われることがあります。（下図「建築基準法の変遷」※1参照）

これまでの地震の被害の出方は、2000年（平成12年）を境として差が出ています。報道等によれば能登半島地震でも、2016年（平成28年）に起きた熊本地震と同じような傾向の被害が確認されました。

また、地震被害は自宅のみならず、自宅の倒壊で周囲を巻き込む隣接建物の倒壊による被害も起こっています。こうした被害を防ぐには、地域ぐるみで防災意識を高めて、地域の耐震性を向上することが望まれます。

今回の耐震基準のはなしは、墨田区耐震化推進協議会※2にも話を伺い、木造住宅を対象とした内容でご紹介します。

※1 **建築基準法の変遷** 耐震基準… **建築基準法で、人命などを守るための構造上の最低の基準**



※2 墨田区耐震化推進協議会（耐震協）… 墨田区内にある建築物の耐震補強を進めるため、地域団体、建築士、工事施工者等の区内関係団体を構成員とした団体で「住まい何でも相談処」の専門面接相談「耐震改修・リフォーム相談等」を担当しています。

耐震協からのお願い

近年、地震により被害を受けた建物の調査により、古い耐震基準の建物の方が、より被害が大きいことが報告されていますので以下についてお願いします。

○旧耐震基準（～1981年）：

早急に建築士等の専門家に相談するか、墨田区不燃・耐震促進課が実施する無料耐震相談をご利用いただき、建物のワークポイントを確認してください。

○新耐震基準（1981～2000年）：

以前は、「概ね安全」と言われた耐震基準ですが、現行基準を満たしていないため、墨田区不燃・耐震促進課が実施する無料耐震相談をご利用いただき、建物のワークポイントを確認してください。

○2000年以降の新耐震基準（現行基準）：

地震に対して概ね安全です。適切な管理のもと、耐震性能の維持をお願いします。